



Let's

協働入門

私たちのまちにはいろいろ

■ みんなで子育てを応援したい

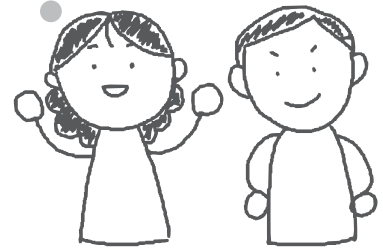
初めての子育てで心配ごとや疑問がいっぱい…



気軽に立ち寄れるところがほしい…



子育て経験者にできることはないかな？！



■ 高齢者が安心して暮らせるまちにしたい

ひとり暮らしのお年寄りが増えたけど…



近所に安心して出かけられる場所があれば…

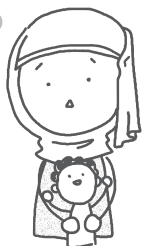


災害がおきたらどうしよう、不安だわ…



■ 外国人の方々の暮らしをサポートしたい

色々な暮らしの困りごとを相談したい！



日本に来たばかりでとっても不安…



転入手続の時、もれなく情報提供したい！



な思いや課題があります

港区「おやこの広場びーのびーの」

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域の中での子育ての知恵や経験を共有・入手することが難しく、周囲からの手助けを求めにくい状況がありました。

この課題に対して港北区内の、子育て真っ最中の親たち自身が「おやこの広場びーのびーの」(運営団体:NPO法人びーのびーの)を立ち上げました。

そして、自主的活動の2年後、横浜市の施策としてスタートした「親と子のつどいの広場事業」の補助を受けるようになり、その後、地域の子育て支援の核となる施設である「地域子育て支援拠点※」も受託するまでになりました。

※地域子育て支援拠点は、1区に1か所の施設として、区役所と運営事業者による協働事業で実施しています。拠点の運営には、当事者性や地域の運営事業者の強み、各区の特色がいかされています。



「港北区地域子育て支援拠点どろっぶ」
(運営団体：NPO法人びーのびーの)

NPO法人びーのびーの <http://www.bi-no.org/>

親と子のつどいの広場 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/kosodate/tsudoinohiroba.html>

地域子育て支援拠点 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien/support/>

庄戸の元気づくり「交流サロン庄戸」



「交流サロン庄戸」で実施されている
「多世代交流サロン花水木」事業

栄区庄戸地区は、昭和53年から入居が開始された住宅地で、開発から40年近くがたち、住民の急速な高齢化が進む地域です。高齢者の孤立が懸念される中、栄区役所が「地域住民のお互いの協力により元気で住み続けられるまちづくり」を目的とした地域の元気づくり事業を町会(自治会町内会)に提案しました。

そして、町会の協力と理解のもと、公募による「庄戸の元気づくり実行委員会」が発足、まちづくりコンサルタントも交えながら勉強会や組織づくりなどのプロセスを経て、空き家となった一軒家を借りて「交流サロン庄戸」の開設に至りました。

子育てサロンや多世代交流サロンをはじめ、現在では、あいさつ運動や各種イベント事業、学びの学援隊や暮らしの応援隊など、地域のニーズに応える取組が広がっています。

庄戸の元気づくり <http://www.ac.auone-net.jp/~ymrafiph/>

青葉区「外国人のための暮らしのガイド」

青葉区では、外国人の転入手続きなどの際に、その人に合わせた「外国人のための暮らしのガイド(やさしい日本語を含む6言語)」を配布しています。

このガイドは、「外国人市民に確実に情報を届けたい」との思いから戸籍課登録担当の職員が青葉国際交流ラウンジ(運営団体:横浜市青葉国際交流ラウンジ運営委員会)に相談を持ちかけたことがきっかけとなり、協働提案制度を利用して作成されました。

事業開始当初から継続的な事業となるよう検討し、国際交流ラウンジが外国人市民のニーズ把握や原稿の校正・翻訳を行い、戸籍課が関係機関・部署との連絡調整やとりまとめ、PRを行うなど、役割分担の仕組みをきちんと作り、職員の異動や協働提案制度終了後も継続されています。



「外国人のための暮らしのガイド」

横浜市青葉国際交流ラウンジ <http://aoba-lounge.sakura.ne.jp/>

これから協働をはじめるあなたへ

■ この冊子は…

キョウドウという言葉は初めて聞く方
協働で仕事をしなきゃ…でもどうやって!?
協働による取組について、スタートダッシュを目論むあなた

この冊子は、みなさんが感じている「戸惑い」を解きほぐし
「勇気」に変える一冊です。

前半は、
そもそもなぜ協働するのか？
協働することで生まれる効果は？
協働して取り組むと成果が上がりやすい分野などについて…

そして後半は、
地域の方々と協働して、課題に立ち向かうときの進め方や事例
あるいは、気を付けておくべきポイントなどを紹介します。



■ 例えばこんな使い方が…

- 市役所に入って、キョウドウっていうコトバを覚えてもらったので、もっと勉強したい。
→この本を使って、協働の意義や進め方について勉強できます。
- 新しく区役所に入ってきた職員に協働研修を行うことになった。
→庁内で協働について研修するときのテキストにお使いください。
- 仕事で地域の方々と協働で事業を実施するときの道しるべとして…

Contents

■ 私たちのまちにはいろいろな思いや課題があります……………	P1
■ これから協働をはじめるあなたへ……………	P3
■ 協働ってなに?……………	P4
■ 協働のすすめ方	
協働してまちの課題に取り組むために……………	P10
まちの課題解決基本プロセス……………	P11
協働のポイント……………	P15
■ あなたの協働をやさしくサポート……………	P17
■ コラム	
協働を進めるための二つの条例と基本指針……………	P9
区役所が地域や学校と汗をかくことにより地域が動く……………	P16

協働ってなに？

Q1 協働ってそもそもなんですか？

A1 協働とは、市民と行政などが、お互いの利点をいかして、課題の解決を図るための手法です。



現在、地域のまちづくり、高齢者福祉、子育て支援、環境問題など様々な分野において「協働」による取組が行われており、地域社会を考えていく上で、「協働」が一つの重要なキーワードとなっています。

横浜市では、平成24年度に改訂した『協働推進の基本指針』で、「協働」を「公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」…としています。

■「異なる主体」って？

「異なる主体」というのは、例えば「市民活動団体と行政」とか「企業と行政」とか「市民活動団体と企業」など、別々の主体です。自治会町内会のような地域組織と、一定のテーマを持って活動する市民活動団体・グループとの協働など、団体同士の協働も当てはまります。

■「相乗効果」って？

「相乗効果」は、お互いの特性や得意分野をいかしながら事業を進めることで生まれるものです。その際、それぞれが自発的・自主的に協働する必要があり、どちらかが一方的にお願いする関係やお互いの自立を認めない関係では、相乗効果はあがりません。

※市民活動団体

市民の自発的な意思に基づき、よりよい社会づくりのために非営利で公益的な活動を行う団体。

【協働イメージ図】



詳しくは協働推進の基本指針を参照してください。 <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jourei/sisin/sisin.html>



私たちのまちを自らよりよいものにしていくために「協働」があるんじゃ。また、協働により参画する人々の自己実現が図られることでサービスの受け手も担い手も一緒に満足度が高まる高まる…。協働で手を携えて進めて行くことが、今後のまちづくりに必要とされておるんじゃぞ。

Q2 なぜ協働が必要なの？

A2 少子・高齢化などで、課題が多様化・複雑化しているため、行政だけ、または市民だけで課題を解決していくには限界があります。そこで、それぞれの強みをいかした協働の取組が必要となります。



私たちの横浜は、もともと市民活動が活発なまちです。特に、行政だけに任せるのではなく、市民が主体となったまちづくりの先進事例が長い間培われてきた歴史があります。

その中で、少子・高齢化や人口減少、単身世帯の増加などにより、公共的なサービスへのニーズは今後も拡大するとともに多様化・複雑化していきます。また、マンション開発などにより局地的に人口が急増する地域や、早い時期の住宅開発で人口減少が進行する地域があるなど、地域によってまちづくりの課題が異なるため、生活圏ごとの解決方法が必要となっています。

そこで、市民と行政とが、お互いによいところを持ち寄って、一緒に住みよいまちを作っていく、という「協働」が、これまで以上に重要となっています。

Q3 協働でどのような効果が期待できるの？

A3 お互いの特性や得意分野をいかすことで、アイデアが豊富になったり、事業が円滑に進みやすくなります。また、お互いのネットワークを活用して、幅広い事業展開ができ、課題解決に向け高い効果が発揮されます。



これまでの行政による公平で均一的なサービス提供では、多様化・複雑化した地域的・社会的課題に対応していくことには限界があります。一方で、自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができます。

市民は、日々の暮らしの中や、地域との関係性の中で気づいた課題について、地域の中で解決していくこと、そして、行政は、広く公共性・客観性を持った視点や、公共を担ってきた経験をいかし、市民とともに課題解決に取り組むことが求められています。

市民から協働の提案があった場合は、間口を狭めて断るのではなく、その提案によって地域的・社会的課題にどのような効果があるのか、提案者と一緒に考えてみることも必要だぞ。なぜなら、協働することでより高い効果の発揮が期待されるからじゃ。



Q4 協働にふさわしい分野は？

A4 協働にふさわしい分野は、下の例などがありますが、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。



協働にふさわしい分野の例

1 当事者性を重視したきめ細かい対応が必要な分野

子育て支援、青少年の育成、高齢者介護の支援、要援護者の見守り、健康づくりなど

2 地域社会の主体的な取組が必要な分野

防犯・防災、ごみの減量化や省エネルギーなどの環境問題への対応、地域の活動拠点の設置・運営 など

3 専門性が求められる分野

芸術・文化、DV（ドメスティック・バイオレンス）問題、人権の擁護、外国人への支援、市民活動への中間支援 など

4 地域全体の合意形成が必要な分野

まちの環境を守るためのまちのルールづくり、地域のまちづくりプラン など

5 参加する市民の自己実現が図られ、コミュニティの形成に資する分野

生涯学習の支援、地域スポーツの推進 など

まず、「公共」＝「行政」では、ありません。「公共」を行政以外が担ってきた例も多くあります。これまで行政が「公共」と考えてきた分野以外にも、それぞれの主体が新たに公的な分野を創出し、公共的なサービスとして、生み出しています。

Q5 協働するときの関わり方は？

A5 協働の領域は、様々な関与の仕方や程度があります。これまでの実践や検証などから、よりふさわしい関わり方を適宜考えていく必要があります。



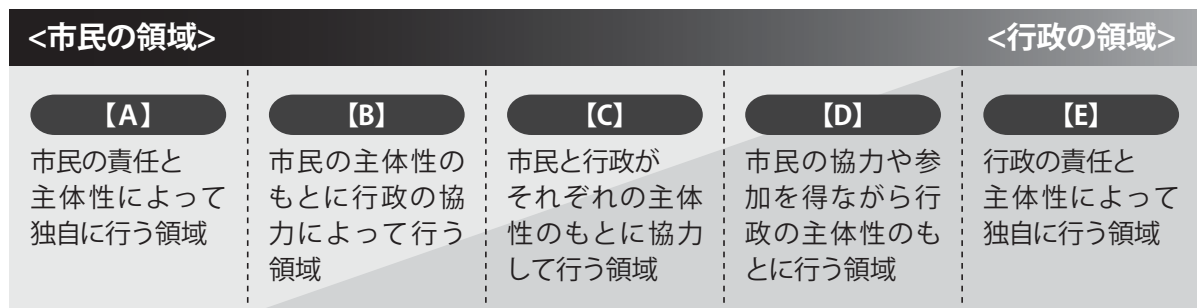
協働の領域として、公共的なサービスの提供には、市民が主体的に担うもの、行政が主体的に担うもの、市民と行政が協力して担うものがあります。協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。これまでの実践とその検証を踏まえながら、協働にふさわしい関わり方を考えていく必要があります。



市民の活動と行政との関係には、様々な関わりがあり、単純化すると下の図のように考えられるぞ。

実際には、市民の領域【A】から行政の領域【E】の境界ははっきり分けがされているものではなく、時代や社会の変化、市民ニーズなどで、境界そのものが常に揺れ動いているんじゃ。

【協働の領域図】



市民活動と行政の協働

(平成11年3月、横浜市市民活動推進検討委員会報告書)



Q6 協働を進める際の原則は？

A6

協働は、それ自体が目的ではなく手法です。そこで、形よりも進め方が重要になります。協働の進め方の原則を定めた「横浜コード」は、全国的にもよく知られています。横浜コードでは、「協働の6原則」が定められています。協働を進める際に、お互いがこの原則を尊重することが必要です。



《協働の6原則》

- 1 対等の原則 ▶ 市民活動と行政は対等の立場に立つこと
- 2 自主性尊重の原則 ▶ 市民活動が自主的に行われることを尊重すること
- 3 自立化の原則 ▶ 市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること
- 4 相互理解の原則 ▶ 市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと
- 5 目的共有の原則 ▶ 協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること
- 6 公開の原則 ▶ 市民活動と行政の関係が公開されていること

横浜コード「横浜市における市民活動と協働に関する基本方針」（平成11年3月 横浜市民活動推進検討委員会報告書において提唱）

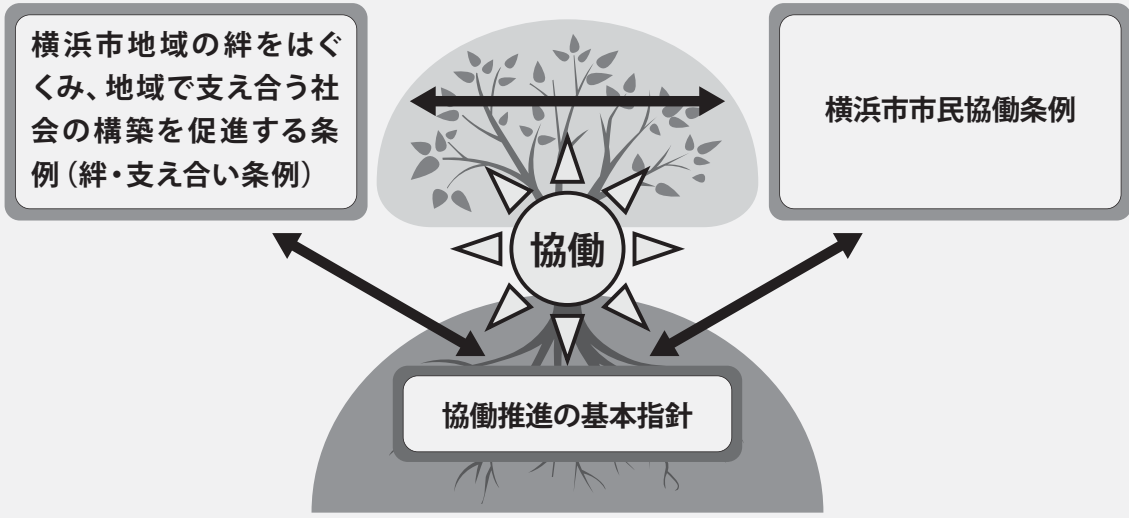


まずは、あまり難しく考えず、とりあえず活動の現場に行ったり、相手の話を聴いてみたりすることを通じて、顔の見える関係づくりから始めてみるのも良いと考えるぞ。一人でがんばるよりも、みんなでがんばった方が楽しいし、成果もあがるはずじゃ。

横浜市には、協働を進めるための基本事項を定めた二つの条例と協働の進め方などを示した基本指針があります。横浜市では、それらの趣旨や考え方を、市民と行政が共有しながら協働を進めています。

大都市ならではの課題解決のため、自治会町内会活動を中心に自助・共助を基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという理念を定めた条例。
市民や事業者の役割、市や市職員の責務、施策の基本方針等について規定されています。

市民等と横浜市が協働を進めるための横浜市の責務や基本事項等を定めた条例。
定義、市や市民等の責務、市民協働事業の提案制度、自主事業、協働契約書、中間支援組織等について規定されています。



公共的サービスを担う個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業、行政等様々な主体が、地域課題や社会的課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな取組や事業を創りだしたり、取り組むための横浜コードを踏まえた基本的指針を定めたものです。

協働してまちの課題に取り組むために

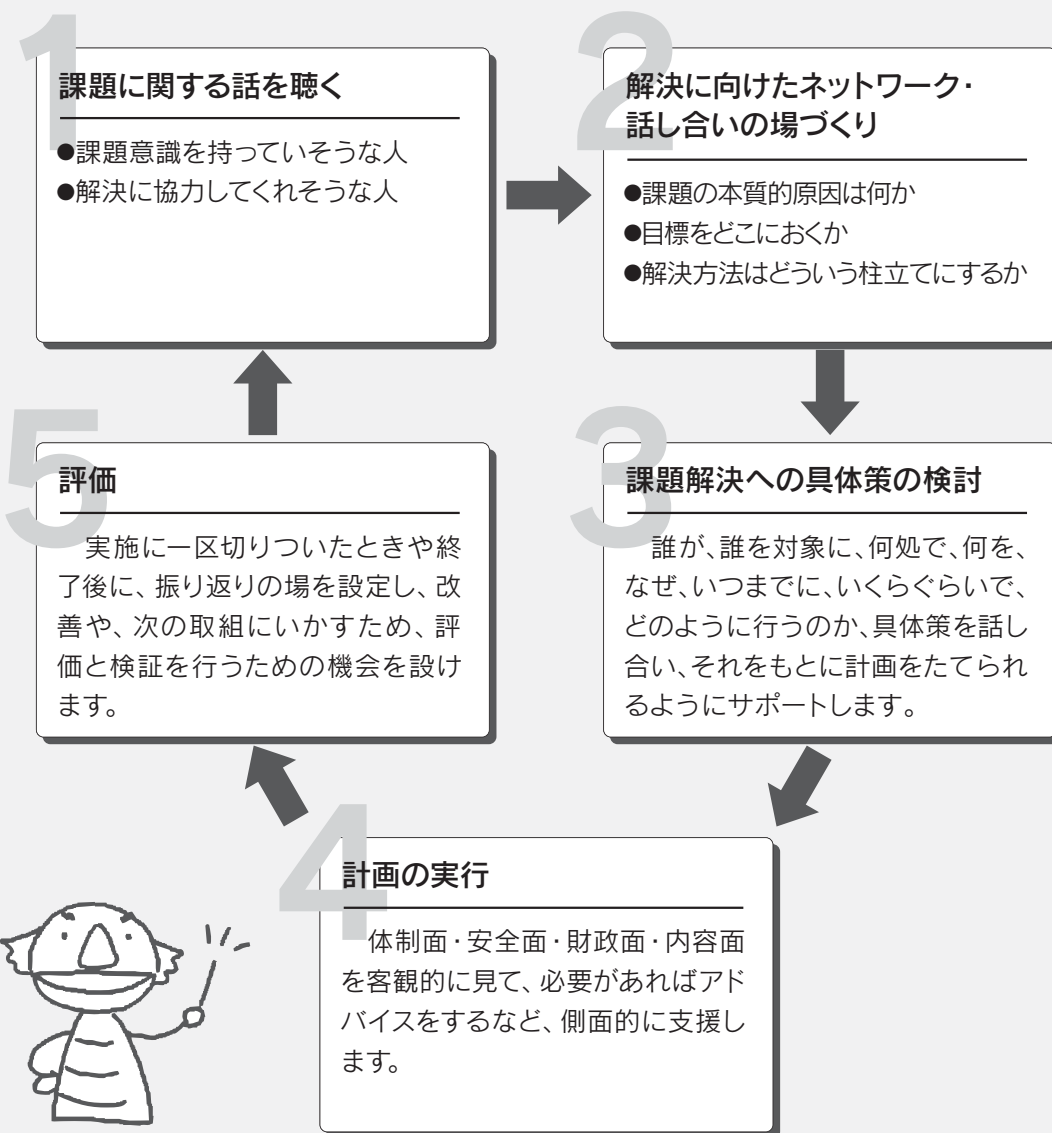
ここからは主に区役所をはじめとする行政職員や地域施設職員などが、地域の方々と協働して具体的にまちの課題に取り組む際の協働の進め方について説明するぞ。

個人や一団体、また制度だけでは解決の難しい課題も、ネットワークを組み、様々な主体が協働して取り組むことで、解決の道筋が見えてくるんじゃ。

下記の図はその簡単な流れを示したものじゃ。詳しいプロセスは次ページから紹介しているぞ。



まちの課題解決サイクル (協働型)



まちの課題解決基本プロセス(地域の住民と行政職員等の協働型)

地域の課題解決に取り組む行政職員等は、課題解決のためのネットワークづくりや協働のきっかけをつくるのが、とても重要な役割となります。

課題解決の主体はあくまで地域の方々ですので、行政等の主導にならないよう「一緒に取り組む」姿勢で臨むことが大切です。

1

課題に関する話を聴く

1

これから課題解決に取り組もうとする地域の状況について、他の関係する部署や地域施設（地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、生活支援センター、地域子育て支援拠点等）などに話を聴きます。そうすることで、その地域の背景や課題について詳しい当事者などがわかり、課題解決が進めやすくなります。場合によっては、連携して事業を進めることもあります。



2

課題について詳しい当事者や日頃から接点のある関係者から直接話を聴くことで、リアルな「困った」がわかります。また「これまで解決に向けどのようなことをしてきたか」を聴くことで、自治会町内会や民生委員・児童委員など様々な地域活動をしている人や、テーマ型の市民活動団体、地域施設職員、商店主などの中から、課題解決に向き合っているキーパーソンが見えてきます。

3

上記で名前があがったキーパーソンなどを中心に、その地域で、課題解決に取り組んでいる人の考えをよく聴きます。

4

様々な話を聴いたなかで、課題についての取組が行われていない場合もありますが、「話を聴く」ことから始めることで、「課題について地域の方々考えるきっかけ」となり、さらに、行政等が継続的に関わることで、「解決すべき課題」として、自覚が生まれるなど、今後の課題解決が進みやすくなります。

事例 神奈川区すくすくかめっこ事業

孤立しがちな親子を日常的に支える地域ぐるみの活動について、地域の方々とともに考えようと、子どもに関わる団体、組織、個人と区からなる「親がめ会議」を立ち上げました。

「親がめ会議」では、『まちぐるみで子育て・子育てを見守る場』の必要性が語られ、地域の方々にその必要性を説明しましたが、「必要なのは一部の人だけ」との意見がありました。

そこで、地域全体にアンケートを行い、一部の人ではなく、多くの人が親子で気軽に集える場所を身近に必要としていること、そして、地域でも乳幼児の子どもを持つ家庭を対象とした活動の必要性は感じていても、具体的な活動や方法がないことがわかりました。

このアンケート結果や研修会等で、地域の方々も「地域みんなの課題だ」と認識が変わり、さらに、新たな担い手を地域から掘り起こしができ、地域が主体的に取り組める活動として「親子のたまり場」（平成25年3月現在39か所）をスタートすることができました。

ここがポイント

- 区役所と子育て支援団体が一緒に考えられる機会
- 課題の確認・新たな担い手の掘り起こし
- 地域みんなの課題と認識するきっかけ



2 解決に向けたネットワーク・話し合いの場づくり



- 1 課題解決に向けてのネットワークづくりや、協働のきっかけづくりとなる、話し合いの機会を設定します。まず、話し合いを始める前に、課題解決に主体的に関わってくれそうなコアメンバーに集ってもらい、どのような方々に声をかければ良いか検討します。地域の方々はもちろん課題解決に関わる主体は様々なので、場合によっては行政職員や地域施設職員が、その公平・中立な立場性と業務で地域支援に取り組めるということをいかし、声かけ役・つなぎ役を担います。

事例

中区の地域防災拠点避難訓練を通じた 障害者地域作業所・グループホームと自治会町内会との協働

地域作業所やグループホームでは、災害で避難する際に手助けが必要となりますが、中区では、どのように手助けをするのが課題となっていました。

そこで、これらの施設と区社会福祉協議会がメンバーとなって、区役所と調整し、自治会町内会の方々に働きかけ、一緒に検討を重ねたことで、地域作業所やグループホームの方々も参加する避難訓練を行うことができました。

ここがポイント

- 防災・防犯は、協働しやすいテーマのひとつ
- 自治会町内会の方と課題を抱えている当事者が一緒に検討
- 課題によっては、すぐに解決ではなく数年かけて

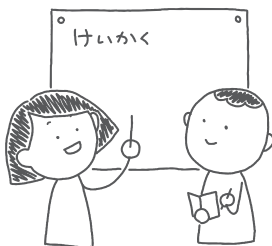


- 2 課題解決に向けたメンバーが決まったら、課題の現状を把握するために役立つような事例や、事業を進める際に知っておいた方がよい基礎的知識について、既存資料や他の成功事例実践者の話を聴くなど、一緒に学ぶ場を持ちます。

既存資料の例

当該地域の人口動態、高齢化率、その他統計調査、同じ課題やテーマに関わる他の地域の成功事例、地域課題解決の書籍等の参考文献など。

- 3 課題解決のために、その地域で実際にどのようなニーズがあるか、どうしたら解決につながりそうか、現場の声や学びの場の状況などをもとに仮説を立て、地域の方々と一緒に、課題に関係する当事者や、解決の担い手になってくれそうな方々へのヒアリングなどを行い検証します。



課題解決への具体策の検討

1

地域の方々を中心に具体策を検討します。基本は、6W2Hで考える
と実行に向け有効な具体策となります。誰が、誰を対象に、何処で、何を、
なぜ、いつまでに、いくらぐらいで、どのように行うのかを考えます。
また、地域の理解を得られるよう、活動を知らせるための広報、環境や安全面への配慮、事
業リスク等についても考える必要があります。

※行政職員や地域施設職員は活動が安定的に行えるよう、情報の提供を心がけます。例えば、「助成金な
どの支援制度」、「活動や集まれる場所」、「課題についての知識」、「活動をコーディネートするための
スキル」、「関わっていただける人材」などが具体策を検討するにあたり有用な情報となります。

※課題解決に向けての活動は、地域の方々が主体になることが重要であるため、行政は側面から支え、
やがては後方支援へと徐々に退く存在になることが望ましいです。そのことをはじめから十分認識しな
がら活動し、地域の方々にも伝えておく必要があります。



事例 金沢区さくら茶屋にししば

昭和44年から開発された地域で、高齢化が進んできた西柴団地の住民の有志は、「いつでも誰でも気軽にこられる場所」としてコミュニティカフェをオープンすることを目指しました。

そこで、市民自らが身近なまちのハード整備を行う際の助成事業である「ヨコハマ市民まち普請事業」（都市整備局）に応募し、2回のコンテストを経て整備助成対象提案に選ばれました。

実際の整備では、まちづくりの専門家や市のサポートを得ながら整備を行いました。特にコミュニティカフェの開設には、ハード整備の専門知識のほかに、継続的に活動していく仲間集めの知恵も必要なため、まちづくりコーディネーターの助言等を参考に具体策の検討を進めました。

このように、開設に向け協働で事業を進めることで、充実した内容でスタートを切ることができました。

ここがポイント

- 多くの地域でコミュニティの拠点づくりを望んでいる
- 専門的な知識も有効なサポート



協働のすすめ方

- 2 検討した具体策を、事業計画書・体制図（組織図）・予算などのかたちにしていきます。しかし、活動の組織体制などは、自然と向き不向きがわかってくるまでは、暫定的な役割や、数名の世話人などを決めて、合議で進めるなど、最初から固め過ぎないことが重要です。

事例 くらしまちづくりネットワーク横浜 ～東日本大震災復興プロジェクト～

東日本大震災が起こり、横浜市市民活動支援センター（以下センター）には市内のNPOなどから「何かできることはないか」、「継続支援はしたいが、自分たちだけでは難しい」などの声が寄せられました。

そこで、センターは岩手県大槌町に職員を派遣し、現地の状況を確認した上で、被災地支援のネットワークを横浜で立ち上げる準備会を呼びかけました。

センターは仮事務局を引き受け、仮代表で助成金を申請しつつ、合議での意思決定をサポートし、2か月後に正式な団体名、4か月後に代表者や会計担当が決まりました。

その後、毎月都合がつくメンバーで大槌町を訪問、復興ステージに応じた支援を続けることができています。

ここがポイント

- 時期や内容が重なって寄せられた要望はニーズの証し
- まずは先行リサーチ
- 助成金等の活動資金の確保は計画をかたちにするチャンス



4 計画の実行



計画の実行に際しては、地域の方々が主体的に活動できるよう、体制面・財政面・内容面を客観的に見て、気がついたことがあれば伝えます。

また、行政や地域施設の広報媒体、地域のミニコミ紙の活用や、ちらしの全戸配布などで、活動の周知を図ります。

さらに、活動に伴いイベントを企画する場合は、地域の方々を幅広く招くなどして、地域の中での活動がスムーズに受け入れられるよう多方面への配慮が重要です。

5 評価

計画実行後、一区切りついたときに振り返りの場を設定し、やってみてわかったことを出し合います。計画の方針や成果、課題などについて再確認し、共有します。

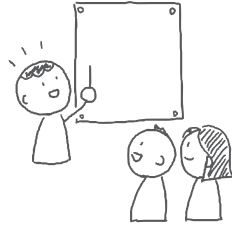
その上で改善すべきことや、次に対応が必要になりそうな事柄について話し合い、その結果を、計画の再構築や次の課題への計画にいかします。



協働のポイント

みんなが納得する決め方をする

【意見集約・意思決定の場づくり】



課題解決に関わるメンバーが納得できる決定の場をつくり「知らないうちに決まってしまった」とならないようにすることが大切です。少数意見も「なぜそう考えるのか」など、時間をかけて丁寧に意見集約を行う必要があります。正式な会議・打合せとは別の機会に本音を聞き出す場を設けるなどの対応が必要な場合もあります。

主体性がいかされる関わり方をする

【あくまで側面・後方からサポート】

一緒に協働する行政職員や地域施設職員などは、活動が長く続くように、活動内容を自分たちで決めていこうという地域の方々の主体性を引出すようサポートすることが大切です。



活動の意義や実態を発信し、地域の中で共有する

【広報活動で事業を軌道に乗せる】



計画や実施したことについて、地域の方々に知らせ、理解者や協力者、仲間をさらに増やしていくことはとても重要で、活動者のやる気にもつながります。

継続的な仕組みにする

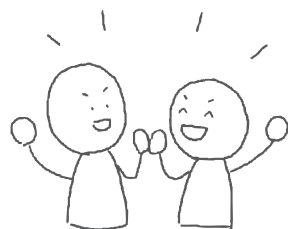
【〇〇さんがいたからできた、で終わらせない】

課題への意識を共有すれば、活動継続への動機が生まれます。自治会町内会の協力が得られるように一緒に依頼に行ったり、助成金の申請や有料の活動の導入を促すなど継続的な活動となるような仕組みを後押しします。



成果や計画上の課題、これからの目標を共有する

【現場に積極的に行く】



活動が順調に進んでいても、協働する行政職員や地域施設職員などは現場に行き、話を聴いたり状況を把握しておくことが大切です。現場に行くことで、さらにメリハリがある活動になったり、ニーズ等の状況を知ることができます。また、計画を修正する機会やさらなる情報提供にもつながります。日頃のちょっとした関わりを継続することが重要です。



■ 背景

いわゆる「学校内での問題行動の増加」が全国的に問題となっていました。A区も例外ではありませんでした。学校は問題行動を起こす生徒に様々な対応策を実施するが効果が出ない。地域の方々は、問題を起こす生徒を目の当たりにしても、その親や学校の批判はするが自分たちに何ができるかわからない。生徒の問題行動は地域にも及び、大きな課題となりました。

■ きっかけ

平成20年に、A区役所に区職員として「地域元気推進員」（以下「推進員」という）が新たに設置され、学校の事情に詳しく、地域にも精通した中学校に勤務経験のある人が着任しました。そして、地域と学校と行政のつなぎ役としての活躍が始まり、区役所や学校の全面的な支援のもと、平成20年9月に、地域が主体となる団体「子どもの幸せを実現する会」（以下、「実現する会」という）が立ち上がりました。

■ 何をしたのか

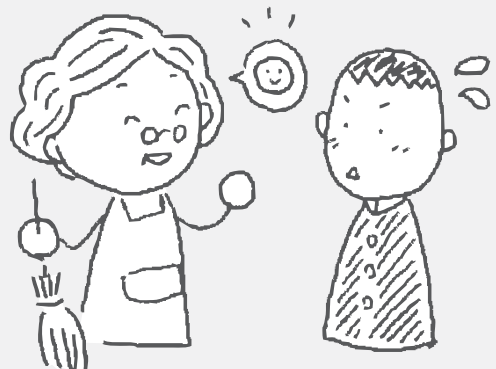
推進員は、地域の中心的な方々に、自分たちが子どものために何ができるのか、話し合うよう呼びかけ、自治会町内会長、青少年指導員、民生委員・児童委員、老人クラブ、PTA等で構成された実現する会と、学校、区役所や警察など行政が協働で取り組むよう調整しました。また、市の補助制度を活用し、校内にある地域交流室を活動スペースとして常設し、事務局スタッフを配置することができました。

実現する会の活動は、初めのうちは、授業中に廊下や外にいる生徒に声をかけながらの清掃、授業に参加しない生徒への学習支援、登校時の校門でのあいさつ運動、登下校時の見守り活動や地域のパトロール等でした。

その後、徐々に生徒との信頼関係を築くことができ、生徒に「地域の大人に見守られている」という意識が生まれてきました。地域の方々と生徒が顔見知りになり、あいさつを交わす関係ができたのです。推進員だけでなく区役所（地域力推進担当）の職員が、地域や学校と一緒に汗をかいて実現する会の活動を支援したことで、地域や学校から大きな信頼を得ることができました。

■ 今、何をしているのか

現在は、校内が落ち着きを取り戻しているため、「抹茶の会」や「折り紙教室」などの文化活動、週2回の校門でのあいさつ運動、校内花壇の整備、地域での見守りあいさつやパトロール、公園の清掃や花壇整備などが中心的な活動になっています。



あなたの協働をやさしくサポート



協働で困ったとき
誰か相談にのってくれますか？

市民活動支援センターや
各区の支援センターに
ご相談ください



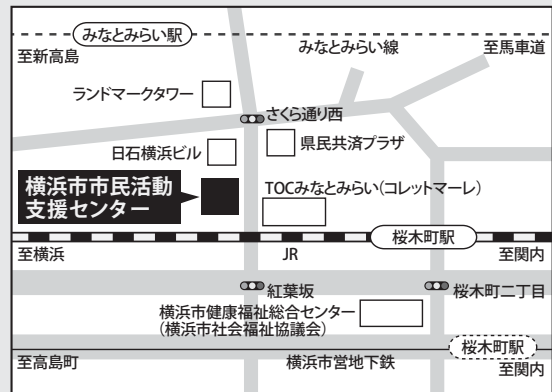
横浜市市民活動支援センター

横浜の市民活動を総合的に支援する拠点として、NPO法人と横浜市との協働により、広域・専門的視点からの市民活動支援を行っています。行政職員からの相談も受け付けていますので、まずはご連絡ください。

- 市民活動支援センターが行うサービスや事業等
 - 相談の受付▶活動紹介・アドバイス
 - 講座・研修の開催▶公開講座・各種研修
 - 活動場所の提供▶ミーティングコーナー・コピー・印刷機
 - 団体交流・ネットワークの機会▶団体交流会
 - 市民活動情報の提供▶情報紙の発行、チラシの配架

問合せ

電話：045-223-2666
所在地：横浜市中区桜木町1-1-56
みなとみらい21 クリーンセンタービル4階・5階



各区の市民活動支援センター

地域に密着した市民活動支援拠点として、情報提供や講座の開催など身近な地域の市民活動を支援します。

●各区の市民活動支援センター一覧

▶つるみ区民活動センター 鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所2階	☎045-510-1694	▶金沢区民活動センター 金沢区泥亀2-9-1 金沢区役所1階	☎045-788-7803
▶神奈川区民活動支援センター 神奈川区広台太田町3-8 神奈川区総合庁舎5階	☎045-411-7089	▶港北区民活動支援センター 港北区大豆戸町26-1 港北区役所4階	☎045-540-2246
▶にしく市民活動支援センター 西区中央1-5-10 西区総合庁舎2階	☎045-320-8396	▶緑区市民活動支援センター「みどりーむ」 緑区寺山町100-1	☎045-938-0631
▶なか区民活動センター 中区日本大通34 中区役所となり	☎045-224-8138	▶青葉区民活動支援センター 青葉区田奈町76 東急多摩田園都市まちづくり館1F	☎045-989-5265
▶みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階	☎045-232-9544	▶都筑区民活動センター 都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区総合庁舎1階	☎045-948-2237
▶港南区民活動支援センター 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー17階	☎045-841-9361	▶とつか区民活動センター 戸塚区川上町91-1 モレラ東戸塚3階	☎045-825-6773
▶ほどがや市民活動センター「アワーズ」 保土ヶ谷区星川1-2-1	☎045-334-6306	▶さかえ区民活動センター「ぶらっと栄」 栄区小菅ヶ谷1-4-5 横浜銀行本郷台支店3階	☎045-894-9900
▶旭区市民活動支援センター「みなくる」 旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階	☎045-382-1000	▶いずみ区民活動支援センター 泉区和泉町4636-2 泉区役所1階	☎045-800-2393
▶いそご区民活動支援センター 磯子区磯子3-5-1 磯子区総合庁舎7階	☎045-754-2390	▶瀬谷区民活動センター 瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2F	☎045-369-7081



活動してみたいけど
資金が足りないんです



各区局に様々な補助金や
活動支援制度がありますよ

市民活動等への支援制度一覧

横浜市では、市民が行う活動に対し、資金・物品・専門家派遣等の様々な支援を行っています。横浜市や市内の社会福祉協議会などが設けているそうした制度や市民からの事業提案を受け、横浜市と協働で実施する協働事業提案制度を一覧で紹介しています。

●入手方法

横浜市民市民局市民協働推進部ホームページ▶<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/seido/>
各区役所広報相談係、各区社会福祉協議会、各区市民活動支援センター など

●問合せ

横浜市民市民局地域活動推進課
電話：045-671-3624

社会福祉協議会による活動支援

横浜市社会福祉協議会や各区の社会福祉協議会では、市民が自主的に行う非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業に対して活動助成をはじめとする支援を行っています。

●問合せ

横浜市社会福祉協議会
電話：045-201-2096 ホームページ▶<http://www.yokohamashakyo.jp/link/kushakyo.html>

▶鶴見区社会福祉協議会 鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル5F	☎045-504-5619	▶金沢区社会福祉協議会 金沢区泥亀1-21-5 「いきいきセンター金沢」内	☎045-788-6080
▶神奈川区社会福祉協議会 神奈川区反町1-8-4 「はーと友 神奈川」内	☎045-311-2014	▶港北区社会福祉協議会 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206	☎045-547-2324
▶西区社会福祉協議会 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階	☎045-450-5005	▶緑区社会福祉協議会 緑区中山町413-4 「ハーモニーみどり」内	☎045-931-2478
▶中区社会福祉協議会 中区山下町2 産業貿易センタービル4階	☎045-681-6664	▶青葉区社会福祉協議会 青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内	☎045-972-8836
▶南区社会福祉協議会 南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8F	☎045-260-2510	▶都筑区社会福祉協議会 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内	☎045-943-4058
▶港南区社会福祉協議会 港南区港南4-2-8 3F 港南区福祉保健活動拠点内	☎045-841-0256	▶戸塚区社会福祉協議会 戸塚区戸塚町167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1F	☎045-866-8434
▶保土ヶ谷区社会福祉協議会 保土ヶ谷区川辺町5-11 「かるがも」3階	☎045-341-9876	▶栄区社会福祉協議会 栄区桂町279-29 栄区福祉保健活動拠点内	☎045-894-8521
▶旭区社会福祉協議会 旭区鶴ヶ峰1-6-35 「ばれっと旭」内	☎045-392-1123	▶泉区社会福祉協議会 泉区和泉町3540 「泉ふれあいホーム」内	☎045-802-2150
▶磯子区社会福祉協議会 磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階	☎045-751-0739	▶瀬谷区社会福祉協議会 横浜市瀬谷区二ツ橋町469 「せやまる・ふれあい館」内	☎045-361-2117



【問合せ先】

横浜市 市民局市民協働推進部

地域活動推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL.045-671-3624 FAX.045-664-0734

E-mail: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

市民活動支援課

〒231-0062 横浜市中区桜木町1-1-56

みなとみらい21 クリーンセンタービル7階

TEL.045-227-7915 FAX.045-223-2032

E-mail: sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

ホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/handbook/> (この冊子はここからダウンロードできます)